

《 資料編 》

1. 中津川市環境基本条例

平成 14 年 6 月 28 日条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策（第 7 条—第 17 条）

第 3 章 地球環境保全の推進（第 18 条）

第 4 章 環境保全の推進体制（第 19 条—第 20 条）

第 5 章 補則（第 21 条）

附則

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曾川が流れる私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展してきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費するといった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の在り方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育むことが木曾川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けながら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現するため、この条例を定めます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創出についての施策を総合的、計画的に進めるための基本となる事項を定めることで、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環境等のことをいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、良好な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全し、創出するうえで支障となるものうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土

壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まなければならない。

- 2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのものにより自主的に、しかも積極的に取り組まなければならない。
- 5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、すべての事業活動と日常生活において身近な問題としてとらえ、積極的に取り組まなければならない。

(市の責任と義務)

第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があります。

- 2 市は、事業を立案したり、実施しようとするときは、良好な環境の保全と創出に配慮して行わなければならない。
- 3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究を行わなければならない。
- 4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体（以下「市民等」といいます。）が実施する良好な環境の保全と創出についての事業や活動に協力しなければならない。

(市民の責任と義務)

第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を改善することなどにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければならない。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければならない。

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。

2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中津川市環境保全審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められた手順によります。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(事業者の環境管理の促進)

第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促進されるよう努めます。

(環境保全に関する施設の整備)

第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を推進するよう努めます。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

(新エネルギー活用の促進)

第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、地域の特性を活かした方法による活用の促進に努めます。

(環境学習の充実、環境教育の推進)

第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源の再生活動その他良好な環境の保全と創出のために行う活動を促進するため必要な措置をとるよう努めます。

(環境情報の提供と市民参加の促進)

第15条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。

(経済的措置)

第16条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者に経済的な負担をかけようとするときは十分に調査、研究し、特に必要があると認められる場合に限り、その範囲内で措置をとります。

(年次報告の公表)

第17条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

第18条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推進しなければなりません。

2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。

3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等（以下「関係団体等」といいます。）と連携して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

第4章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他必要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第20条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行う必要がある施策については、関係団体等と協力して、その推進に努めます。

第5章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

2. 中津川市環境保全条例

昭和 49 年 9 月 25 日
条例第 46 号

改正 昭和 56 年 9 月 28 日条例第 27 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 7 号 平成 14 年 6 月 28 日条例第 19 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 自然環境の保全
 - 第 1 節 自然環境の保護（第 6 条—第 16 条）
 - 第 2 節 緑化の推進（第 17 条）
 - 第 3 節 開発行為についての制限（第 18 条—第 20 条）
- 第 3 章 生活環境の保全
 - 第 1 節 工場等の規制（第 21 条—第 26 条）
 - 第 2 節 自動車等の公害の防止（第 27 条・第 28 条）
 - 第 3 節 騒音等に関する規制（第 29 条—第 33 条）
 - 第 4 節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理（第 34 条—第 37 条）
 - 第 5 節 日照の障害、電波障害の防止（第 38 条・第 39 条）
 - 第 6 節 交通安全の確保（第 40 条—第 45 条）
 - 第 7 節 愛がん動物に関する規制（第 46 条）
- 第 4 章 補則（第 47 条—第 51 条）
- 第 5 章 罰則（第 52 条・第 53 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、中津川市環境基本条例（平成 14 年中津川市条例第 18 号。以下「基本条例」という。）第 3 条に定める基本的な考え方にのっとり、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 基本条例第 2 条第 1 項に規定する「良好な環境」をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系に占める水、大気、土壌並びに動植物の生存環境をいい、次に掲げるものを対象とする。
 - ア 山林、原野、河川、池沼、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然

- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 公害 基本条例第2条第3項に規定する「公害」をいう。
- (5) 特定工場 特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は排出する施設で法令で規定する施設）を有する工場又は事業場をいう。
- (6) 工場等 特定工場並びに公害を発生するおそれのある工場又は事業場をいう。
- (7) 有害物質等 工場又は事業場に設置される施設から発生し、又は排出する有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等をいう。

（技術的指導等）

第3条 市は、公害等の環境破壊が与える地域社会の影響にかんがみ、公害の防止のために行う施設、整備等に技術的指導及び財政的援助に努めるものとする。

（協定の締結）

第4条 市長は必要があると認めるときは、事業者と公害の防止、緑化等に関する協定の締結を要請するものとする。

第5条 事業者は、公害の防止、緑化を推進するために、協定の締結について、市長から要請があった場合には、誠意をもって応じなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保護

（自然環境保護地区等の指定）

第6条 市長は、自然環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、次の各号の区分により保護すべき地区（以下「保護地区」という。）並びに保護すべき樹木及び樹林（以下「保存樹」という。）を指定することができる。

- (1) 良好自然環境保護地区 良好な自然環境を有する山林、溪谷、池沼等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (2) 歴史等自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (3) 保存樹 市民にしたしまれ、又は由緒由来ある樹木及び樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木及び樹林

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得るとともに中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）別表に規定する中津川市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（保護地区等の指定の告示）

第7条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、その区域又は種目等を告示しなければならない。

第8条 市長は、第6条の規定により指定をしたときは、審議会の意見を聴き、保護に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（標識の設置）

第9条 市長は、第6条の規定による指定をしたときは、当該土地にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

2 前項に規定する土地の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、正当な理由がない限り、前項に規定する標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の許可を得ないで移転し、除去し又はき損してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第10条 市長は、公益上又はその他特に理由があるときは、第6条の指定を解除し又は区域の変更をすることができる。

2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

(保護地区内の保護義務)

第11条 保護地区の土地の所有者等は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、又は採取し、又は動物を殺傷し、捕獲しないよう自然環境の保全に努めなければならない。

(保護地区内における行為の届出)

第12条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。

(2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質を変更すること。

(3) 木竹を伐採すること。

(4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。

(6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張されたとき、当該保護地区内において前項に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において、非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹の行為の制限)

第13条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長に届け出た場合はこの限りでない。

(1) 枝を切除すること。

(2) 樹皮を損傷すること。

(3) 根を切除すること。

(4) その他良好な生育を妨げる行為をすること。

2 保存樹について非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護地区等についての指導)

第14条 市長は、第12条及び前条に規定する届け出があった場合において保護地区、保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届け出をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(河川等の保全)

第15条 何人も、河川等の自然環境を保全するために、河川、水路等の水質の向上に努めなければならない。

(事業者における自然環境の保全)

第16条 事業者は、良好な環境の侵害を防止するために、その事業活動を行うにあたっては、自然環境を損なうこととならないよう自然の変改を最小限にとどめ、市民の安全を確保するとともに、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化基本施策)

第17条 市長は、自然環境の保全をはかるために郷土の特色ある樹木をとり入れた緑化基本施策を策定し、計画的な緑化の推進に努めるとともに市民のみどりを愛する意識の高揚を図らなければならない。

2 前項に規定する基本施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化計画に関する基本方針
- (2) 公園、緑地その他緑化計画
- (3) 緑化推進に関する計画

第3節 開発行為についての制限

(開発行為についての制限)

第18条 市内において開発行為をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て開発行為に関する協議を行わなければならない。

(旅館等建築の同意)

第19条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項(旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に掲げる季節内に利用される施設等を除く。)に規定する営業を目的とする建築物を建築しようとするもの(以下「建築主」という。)は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

(旅館等建築同意の基準)

第20条 市長は、建築主から前条の規定により同意を求められたときは、その建築物が善良な風俗をそこなうことなく、かつ、生活環境の保全上支障がないと認められる場合は同意するものとする。ただし、モーテル類似営業に使用されるおそれがある建築物の場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意しないものとする。

- (1) 住宅地
- (2) 官公署の施設、医療施設、社会福祉施設及び旅館業法第3条第3項に掲げる施設の附近
- (3) 公園、緑地、中央自動車道、国道、県道及び1級市道の附近
- (4) その他市長が不相当と認めた場所

第3章 生活環境の保全

第1節 工場等の規制

(工場等の設置者の遵守事項)

第21条 工場等の設置者は、規制基準の定めのないものについても、人の健康又は快適な生活を阻害しない程度を超える有害物質等を当該工場等から発生し、又は排出させないよう努めなければならない。

(汚水浸透の防止)

第22条 工場等の設置者は、工場等から汚水を排出する場合は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下にしみ込まないよう適切な措置を講じなければならない。

(特定工場の測定記録の報告)

第23条 特定工場の設置者は、公害防止のため必要な測定機器を設置し、又は測定を委託し、有害物質等の状態を記録し、規則で定めるところによりこれを市長に報告しなければならない。

(特定工場の表示板の掲出)

第24条 特定工場の設置者は、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）工場又は事業場の名称、その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場内の見やすい場所又は市長が必要と認める場所に掲出しておかなければならない。

(事故時の措置)

第25条 特定工場の設置者は、事故により当該工場から規制基準を超える有害物質等を発生させ又は発生するおそれが生じたときは、その事故の状況について速やかに市長に届け出るとともに応急の措置を講じ、その事故の復旧に努めなければならない。

(地下水の採取の届出)

第26条 地盤沈下及び地下水の枯渇の防止をするため、井戸又は揚水設備により規則で定める基準以上の地下水を採取しようとする者は、市長に届け出なければならない。

第2節 自動車等の公害の防止

(自動車等の騒音及び排気ガスの抑制義務)

第27条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の所有者及び運転者は、その自動車等の必要な整備及び適正な運行を行うことにより当該自動車等から排出し、又は発生する騒音及び排気ガスを最小限に抑制するよう努めなければならない。

(駐車施設の設置)

第28条 市長が定める地域において、規則で定めるところにより駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物を新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて駐車施設を設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する駐車場及びこれに類する駐車場の所有者又は建設予定者は、自動車等による電波障害及び粉じんの防止策を講じるよう努めなければならない。

第3節 騒音等に関する規制

(騒音、振動の規制基準の設定)

第29条 市長は、騒音、振動に係る公害の発生を防止するため、必要な限度において規制基準を規則で定めることができる。

2 前項の規定による騒音、振動の規制基準の設定、変更及び廃止については、審議会の意見を聴かなければならない。

(騒音、振動の規制基準の遵守)

第30条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

2 何人も、規制基準の定めのないものについても、騒音の発生により近隣の生活環境を著しくそこなわないよう努めなければならない。

(勧告及び命令)

第31条 市長は、前条第1項の規定に違反して騒音を発生させている者に対し当該行為の停止、作業方法又は建物の構造の改善その他騒音を防止するため、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(拡声機の使用の制限)

第32条 何人も、屋外において又は屋外に向けて拡声機を使用する場合は、その使用方法及び音量、使用時間等に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他規則で定める場合は適用しない。

(特定建設作業の周知義務)

第33条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定する特定建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定作業の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

第4節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(工事施行者の義務等)

第34条 土木工事、建築工事等を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し又は堆積しないようにこれらのものを適正に管理しなければならない。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

第35条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。

2 何人も、前項に規定する事業者がその指定廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(過大包装の制限)

第36条 事業者は、商品について必要以上の過大な容器等を使用し又は包装することによって廃棄物の量を増大させないよう努めなければならない。

(再生資源回収業者の義務)

第37条 再生資源の回収を業とする者で規則で定める者は、環境を保全するため、その集荷場及び再生資源について適正な処理に努めなければならない。

2 前項に規定する事業者は、集荷の場所等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第5節 日照の障害、電波障害の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第38条 建築物の建築主及び建築物の設計者又は工事施行者は、その建築物を建築し、設計し又はその工事を施行しようとする場合においては、規則で定めるところにより、近隣の日照に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(電波障害の防止義務)

第39条 中高層建築物を建築しようとする者は、その建築物によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に電波障害が生ずるおそれのあるときは、障害を受けることとなる者、その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

第6節 交通安全の確保

(交通安全運動の普及)

第40条 市長は、総合的に交通安全運動を推進するため、関係団体及び関係機関と一体となって、その普及に努めなければならない。

(交通安全の確保)

第41条 市長は、交通による事故を防止し、市民の安全を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。

(市民組織の育成)

第42条 市長は、交通安全運動を推進するため、関係機関の協力を得て、交通安全に関する市民組織を育成するよう努めなければならない。

(被災者の救済)

第43条 市長は、交通による災害を受けた者及びその遺族の救済について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(努力義務等)

第44条 何人も、交通の安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。

2 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるときは、その危険を排除するよう努めなければならない。

(路上駐車規制)

第45条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し、又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

第7節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

第46条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民に危害を与え又は生活環境を害さないように飼育しなければならない。

2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をその責任において処理しなければならない。

第4章 補則

(調査の請求)

第47条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、市長にその状況について調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(報告)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれがある者又はこれらの者の関係者に対して必要な事項を報告させることができる。

(勧告)

第49条 市長は、第31条第1項に規定するほか、良好な環境を害していると認められるものに対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査)

第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(委任)

第51条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 53 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従事者がその法人又は人の業務に関し罰則規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。(昭和 49 年 12 月規則第 35 号で、同 50 年 4 月 1 日から施行)
- 2 この条例の施行前に地下水を採取している者が、第 29 条の規定に該当することとなるときは、施行の日から起算して 30 日以内に同項に規定する届け出を市長にしなければならない。

附 則 (昭和 56 年 9 月 28 日条例第 27 号)

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日条例第 7 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 6 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 中津川市ポイ捨て等防止条例

平成 12 年 3 月 23 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 事業活動を営む全ての者をいう。
- (3) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等のみだりに捨てることをいう。
- (6) ふん害 飼養管理されている犬、猫等（以下「飼い犬等」という。）のふんにより道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所を汚すことをいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）
- (8) 回収容器 空き缶又は空き瓶を回収するための容器をいう。
- (9) 空き地 現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、環境美化を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する施策
- (2) 空き缶等の効果的な回収を実施するための施策
- (3) その他必要と認められる施策

2 市は、前項の規定による施策を推進するため、関係者に対し必要な指導及び協力等の要請を行うものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は空き缶若しくは空き瓶を回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うことにより環境美化に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を販売する者（自動販売機により、販売する者を含む。以下同じ。）は、空き缶等飲料容器の散乱防止について、市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、市民等への啓発を行わなければならない。

(土地等の所有者等の責務)

第6条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ、環境美化の促進に努めなければならない。

2 土地等の所有者等は、環境美化の促進に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 市長は、空き地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。

(2) 前号のほか、地域の環境美化を妨げるおそれがあるとき。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬等を屋外で運動させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、飼い犬等がふんを排泄したときは直ちに回収しなければならない。

3 市内において催しを行った市民等、事業者及び土地等の所有者等は、当該場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、市長の指定する職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第10条 市長は、この条例の目的に反すると認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、その指導に従うよう書面により勧告することができる。

(命令及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法規の活用)

第13条 市長は、空き缶等の散乱を防止し、環境美化を促進するため、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(中津川市環境保全条例の一部改正)

2 中津川市環境保全条例(昭和49年中津川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 53 年 3 月 30 日

条例第 8 号

改正 昭和 60 年 10 月 1 日条例第 15 号 平成 9 年 3 月 26 日条例第 5 号
平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号
平成 16 年 3 月 23 日条例第 14 号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年中津川市条例第 18 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般廃棄物の処理計画）

第 2 条 市長は廃掃法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理について計画（以下「処理計画」という。）を定めこれを告示しなければならない。処理計画を変更したときも同様とする。

（協力義務）

第 3 条 廃掃法第 6 条の 2 第 4 項の規定により土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう努めるとともに規則で定める方法により市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第 4 条 削除

（事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に関する承認）

第 5 条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理について市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

2 市長は、第 2 条の規定により定められた計画に適合しないと認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 市長は、第 1 項の承認には、期限を付し、又は一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。

（産業廃棄物の処理）

第 6 条 市は、廃掃法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲内において次条の承認を受けた事業者に限り、産業廃棄物の処理を行うことができる。

（産業廃棄物の処理に関する承認）

第 7 条 前条に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしてはならない。

3 第 5 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認を受けた者について準用する。

(一般廃棄物処理業)

第8条 廃掃法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 申請者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を遂行するに足る設備、器材、人員及び財政的基礎を有し、かつ一般廃棄物処理業の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 申請者(法人である場合には、その業務を行う役員)は、廃掃法第25条から第31条まで又は浄化槽法第59条から第64条までの罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者であること。
- (3) 申請者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を実施する者であること。
- (4) 申請者は、市内に引き続き1年以上住所又は事業所を有している者であること。

(浄化槽清掃業)

第9条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、前条の要件を具備している者でなければならない。

(手数料等)

第10条 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可手数料、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業許可手数料、廃掃法第7条の2の規定による一般廃棄物処理業の変更許可手数料、浄化槽法第37条の規定による浄化槽清掃業の変更許可手数料及び廃掃法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理手数料は、中津川市手数料条例(平成12年中津川市条例第3号)の定めるところによる。

2 前項の手数料は、し尿汲取り券又は納入通知書により納付しなければならない。

(承認の取消し、業務の提供の拒否)

第11条 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

- (1) この条例及び施行規則又はこの条例に基づく処分に違反行為をした場合
- (2) 承認をした後において、当該承認に係る業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項第2号に該当することにより一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むときは、不当な差別的取扱いが生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第12条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第5条第1項の規定による一般廃棄物の処理の承認を受けた者及び第7条第1項の規定による産業廃棄物の処理の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に条例第4条の規定によるし尿浄化槽を設置している者についてもこの条例を適用し、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

附 則(昭和60年10月1日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 中津川市手数料徴収条例(昭和31年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。
次のよう(省略)

附 則（平成 9 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日条例第 14 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成19年版 中津川市の環境

平成21年3月発行

編集発行 中津川市生活環境部環境政策課

〒508-8501

中津川市かやの木町2番1号

電話 (0573) 66-1111

FAX (0573) 66-1375

E-MAIL kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp